# 総務文教常任委員会

平成30年9月14日(金) 午前10時~ 第3委員会室

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 議案審査

## 市長公室

(1)第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) <説明~質疑>

## 企画管理部

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) <説明~質疑>

# 生涯学習部

(1)第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) <説明~質疑>

## 総務部

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) <説明~質疑>
- ※議案審査終了後、「亀岡市被災者住宅の修繕等支援事業の概要」について説明 (自治防災課)

## 会計管理室

(1)第5号議案 平成30年度亀岡市保津財産区特別会計補正予算(第1号) <説明~質疑>

#### 教 育 部

(1)第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第3号) <説明~質疑>

## 4 討論~採決

# 5 陳情・要望について

(1) 現在の日本に最も重要なこと (別紙1)

# 6 行政報告

(1) ホストタウン事業に係るふるさと納税版「ガバメントクラウド ファンディング」について(市長公室・生涯学習部)

# 7 その他

- ・議会だよりの掲載事項について
- ・わがまちトーク(自治会版)の対応について
- ・次回の日程等について

# 亀岡市被災者住宅の修繕等支援事業の概要 (亀岡市独自施策)

#### 1 目的

自然災害により被害を受けた住宅に居住する市民が、京都府の地域再建被災者住宅支援事業の適用を受けられない場合に、その修繕等に係る費用の一部に対して補助金を交付することにより、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すことを目的とします。

#### 2 対象となる自然災害

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震以後に発生した自然災害であって、 次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの

- (1) 次の全ての要件を満たす自然災害
- ア 京都府の「大規模自然災害に係る地域再建被害者住宅等支援事業」が適 用されない自然災害
- イ 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害
  - ①全壊1棟以上かつ一部破損及び床上浸水が20棟以上
  - ②半壊2棟以上かつ一部破損及び床上浸水が20棟以上
  - ③一部破損及び床上浸水が合計 2 5 棟以上
- (2)(1)の要件に該当しない自然災害であって、(1)の要件を満たす自然 災害と連続し、又は近接して発生した自然災害で、一体的な自然災害と みなすことが適当であると市長が認めた自然災害

- 3 対象となる世帯
  - →次の全ての要件を満たす世帯
    - (1) 自ら居住している市内の住宅が全壊・半壊・一部破損・床上浸水の被害 を受けた世帯
    - (2) 被災した住宅に代わる住宅を市内で建て替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き市内に居住しようとする世帯
  - (3) 自然災害により罹災証明書の発行を受けた世帯

#### 4 補助の対象となる経費

被災した住宅を再建する経費 (建て替え、購入、補修、賃借、流入した土砂 の除去) 及び解体経費

※建物の除去のみで市外に転居する場合は対象になりません。

# 5 補助率及び保護限度額

(1)補助率

補助対象経費の3分の1

ただし、計算の結果が10万円未満の場合は、補助対象経費が10 万円以上の場合は10万円を、10万円未満の場合は補助対象経費 の全額を補助します。

(2) 補助限度額

全壊

100万円

半壊

50万円

一部破損又は床上浸水 10万円

## 6 申請期間

自然災害の発生した日から37月以内

### 亀岡市被害者住宅の修繕等支援事業

	住宅	この修繕等支援事業	件数(見込み)					総額
	補助率 (再建経費 ×)	((案)	大阪北部地震	台風20号	台風21号	9/7から の大雨	計	(円)
全壊	1/3	100万円					0	
半壊	1/3	50万円		•		1	1	500,000
一部破損 床上浸水	1/3	10万円	28	6	50	11	95	9,500,000



10,000,000

再建経費が10万円以上→1/3を乗じた額が10万円未満の場合は10万円を、10万円を超える場合は1/3を補助します。

再建経費が10万円未満→再建経費の全額を補助します。

# 亀岡市議会議長 湊泰孝様

# 要望書

別紙 No.1

半以 30年 6月13日受理

現在の日本に最も重要なこと

安倍 晋三 様

河野 太郎 様

小野寺 五典 様

上川 陽子 様

石井 啓一 様

菅 義偉 様.

野田 聖子 様

麻生 太郎 様

岩崎 政義

岸田文雄政調会長様

(舒送)

内閣総理大臣 自民党総裁

副総理 財務大臣

外務大臣

防衛大臣

法務大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官 内閣閣僚の皆様

自民党副総裁

自民党憲法改正推進本部

高村正彦 様

細田博之本部長 様

自民党3役 二階俊博幹事長様 竹下亘総務会長様

自民党 筆頭副幹事長 小泉進次郎 様

自民党 国会対策委員長 森山 裕 様

自民党 参議院議員会長 橋本聖子 様

自民党 衆議院議員 石破 茂 様

自衛隊 統合幕僚長 河野克俊様 陸上幕僚長 山崎幸二様

自衛隊 海上幕僚長 村川豊様 航空幕僚長 丸茂吉成様

公明党代表 山口 那津男 様

公明党副代表 北側一雄様 古屋範子様

日本維新の会代表 松井一郎 様 片山虎之助様

希望の党代表 玉木 雄一郎 様

民進党代表 大塚 耕平 様

共産党委員長 志位 和夫 様

社会民主党党首 又市 征治 様

幸福実現党党首 釈 量子 様

読売新聞樣 産経新聞様 毎日新聞様 朝日新聞様 赤旗様 神戸新聞様 日本放送協会様 聖教新聞社様 日本経済新聞社様 日刊工業新聞社様 月刊Will様 月刊花田様 月刊正論様 サピオ様 リバティ様 徳間書店様 文藝春秋様 新潮社様 小学館様 講談社様 集英社様 PHP 研究所様

読売テレビ そこまで言って委員会NP様 中央公論社様 光文社様

ABCテレビ 朝まで生テレビ様 ダイヤモンド社 三笠書房様 岩波書店様 カンテレ 新報道2001様 筑摩書房様 平凡社様 角川書店様 青春出版社様 現在、自民党が憲法の改正案を検討し、「改憲4項目」条文素案をまとめました。特に憲法9条の改正案について、自民党内で議論が進んでいるようです。私は、ここ数年、日本にとって、最も重要な政策は憲法の改正で、特に9条の早急な改正が必要であると思っております。それは、中国、北朝鮮、ロシア等から日本を守るためです。そして、日本が世界のリーダーとして、全世界の人類の幸福に貢献していくためです。

私が、政治家のみなさん、新聞社のみなさん、NHKのみなさん、出版社のみなさん、テレビ放送番組、全国民に訴えたいのは、現在の自民党の憲法9条改正案では、日本を守れないということです。以前より憲法9条の改正を国民の一人として政治家、マスコミのみなさんに訴えたいと思っておりました。今、自民党の9条改正案の方向が示されるにあたり、これではだめだ、日本を守れないと思い、皆様に訴えます。国民は今、自分の憲法改正に対する考えを、できるだけ、政治家、国民に伝えねばならないと思います。

自民党案の「改憲4項目」の9条改正の素案は、「9条2項維持」となっております。わたしは、9条全部の削除がどうしても必要だと思います。今の9条で残せるとしたら、冒頭の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。」だけです。戦争、武力の行使の放棄、陸海空軍の保持の放棄は削除し、通常の国防軍の保持の条文とします。現在の、憲法9条の改正は、今後の日本にとり、運命を決する、最重要な決定です。今の自民党有力案、「9条2項維持、自衛隊明記」はだめです。この自民党有力案では、日本を守れません。

もし、「9条2項維持、自衛隊明記」になると、自民党、国民は後々まで、 悔い、後悔の残る決定となります。私自身、このまま「9条維持、自衛隊明記」 になると悔いが残るため、何とか9条全削除となるよう、今回手紙を出して訴え ています。そもそも以前からの自民党の憲法改正案は、9条2項削除ということ なので、なぜ、それを変えるのかと思います。

なぜ自民党は、「9条2項維持」を有力案としたのか。それは、2項削除にしたら、国民の反発に会い自民党支持が減る、政権が危うくなる、公明党が9条改正に消極的である、国民投票にかけたら難しいのではないかと思っているからであると思います。自民党は、今の憲法9条は国民にけっこう支持されていると思っているのでないか。しかし、自民党が選挙で指示され政見を担っているように、9条改正を党是としている自民党が支持されたのは、今の9条はだめだ、変えないとだめだと思っている国民が多いということだと思います。現在の中国の軍事力強化、北朝鮮の核開発による日本への脅威により、現9条憲法では日本を守れないと思う国民は増えていると思います。

自民党は、本当に、「9条2項維持、自衛隊明記」でいいと思っているのか。 本当に、それで日本が守れると思っているのか。自民党は、本音は、本当は、前 記有力案でいいと思っていない人が大半であるのでないかと思います。本当は、私と同じ主張の方が多いと思います。それは、その有力案では、日本が守れないからです。自民党は、本来の自分の信じた改正案を国民に示せ。国民の支持を気にして、信念を変えるな。自民党は、憲法9条改正と心中する気で取り組め。憲法9条改正に政党生命、政治生命を賭けろ。憲法9条改正が将来の日本の行く末を決めると思います。

現在の世界情勢は、中東、東アジア、アフリカ、ヨーロッパ等で内戦、紛争、 テロが多く起こっており、多くの人たち、子供たちが亡くなり、また難民となり 世界中で多くの人が苦しんでいます。日本は、自国だけを守るのでなく、世界の リーダーとして、紛争地域にも日本軍を派遣して、紛争の解決に向け、人々の幸 福のため、貢献していくべきだと思います。

最近、中国、ロシアでは、新政権への大会、選挙があり、習近平国家主席、プーチン大統領が再選され、2人共、独裁色を強めております。日本の西側には、独裁的な中国、ロシア、北朝鮮の3国があり、3国とも核兵器保有国であり、中国は常時、核ミサイルの照準を日本の大都市に向けて威嚇しております。3国共、軍備を増強し、他国の脅威となっております。特に、日本にとって、この3国は非常に大きな脅威です。中国は、尖閣諸島を自国領土と主張し取りにきています。中国は、ゆくゆくは、沖縄も、日本も取ろうと考えていると思います。

このような状況で、現在の憲法 9条の 1 項 2 項をそのままで、「自衛隊明記」だけでは日本を守れません。日米安全保障条約により、アメリカにすべて守ってもらえばよいという考えでは、日本は守れません。日本自体が、守ろうとしない物は、アメリカは守らないと思います。日本は日本が守らないと守れないのです。アメリカも、アメリカが核攻撃を受けても、日本を守るかということがあります。今の日米安保では、アメリカが核攻撃を受けても、日本と共に戦うようになっていると思いますが、そうした事態が起きた時、アメリカは、どうするか判断を考えると思う。また、今後、アメリカと中国、ロシア、北朝鮮との関係が変わり、日本が 3 国に侵略されても、アメリカが干渉しなくなる可能性があります。

現在の9条憲法は、1項で、「戦争と武力による威嚇、武力の行使を、国際紛争を解決する手段として、永久に放棄する。」としており、2項で、「1項の目的を達するため、陸海空軍、その他の戦力は保持しない。国の交戦権を認めない。」としております。これは「戦争、武力の行使は永久に放棄する。そのために陸海空軍の戦力は保持しない。」ということで、「日本は戦わない、戦うための武力も保持しない。」ということです。

しかし、中国のように、尖閣諸島を取ろうとしている国家に対し、取りに来た時、「戦わない、武力も持たない。」ということは、無抵抗で、領土を取られても 仕方ない、殺されても仕方ないという内容なのです。現在の9条では、日本は、 国民、領土を守れません。中国、ロシアは強大な軍事国家です。中国、ロシアに対抗するためには、ある程度の軍事力が必要であり、日本に侵略してきた時は、その軍事力で戦わねば、日本を守れません。ですから、現在の9条はすべて削除し、「日本を守るため、陸海空軍の軍事力を保持する。日本を防衛するため、侵略された時は軍事力で戦う。」とすべきです。現9条の冒頭の、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。」は、採用すればよいと思います。

現実は、侵略された時、無抵抗で殺され、領土を取られるのはおかしいということで、9条の解釈を、侵略された時の防衛はできる、防衛する戦力は保持できるとして、自衛隊を整備し対応しています。しかし、9条の条文は、「侵略されても戦争はしない、抵抗しない、戦力は持たない。」という内容です。このような憲法を保持している国はほとんどないと思います。日本だけかも知れない。現憲法9条は、日本が日本を守れない異常なおかしい憲法であると思います。

現在の自衛隊は、憲法9条にがんじがらめに縛られ、真に日本国民、日本の領土を守ることが出来ない状態であると思います。専守防衛で、攻撃された時に守るということで、先に攻撃されてからでないと応戦できないようになっていると思います。例えば、核ミサイルを、数十発と多数一度に打ち込まれた時、イージス艦、パトリオットミサイルで、すべて迎撃できないのでないかと思います。そしてその一撃で、日本の政府、軍事基地を破壊されれば、勝負は決してしまうと思います。専守防衛では、日本を守れないと思います。敵基地を先制攻撃しなければ、日本を防衛できない場合があると思います。また、尖閣諸島の領海に侵入する中国船についても、わたしは、現憲法でも領海外に出るよう言って出ないのなら、自衛隊が攻撃すればよいと思いますが、現在自衛隊は出動しません。

現日本国憲法の成り立ちですが、今の憲法は、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ)が、「日本が再び、アメリカに刃向かってこないように作った。」憲法 であると思います。現憲法はGHQが、1週間ほどで作成し、日本が了承し、成立したと思います。日本側も憲法の案を検討し作成していましたが、GHQとの交渉で、GHQの圧力により日本側の憲法案はほとんど取り上げられず、結局、ほとんどは、GHQ側が短期間で作成した憲法案となったと思います。GHQ、アメリカ側が作成した憲法の目的の一つは、大東亜戦争のように、日本がアメリカに再び戦いを挑まないよう、9条により、戦争を放棄させ、軍事力を保持させないようにするということだと思います。

ですから、日本は、GHQ、アメリカがアメリカに刃向かわないよう、戦争と 軍事力を放棄させた9条はすべて削除し、日本が日本を守れるよう、9条を改正 すべきです。日本が独立国なら、憲法で、日本が日本を守れるようにしなければ なりません。これは、当たり前の、自然な、本来の生き方であると思います。

自民党は、本来の自民党の9条改正案で取り組んでもらいたい。しかし、それ は9条2項削除だけではだめです。9条1項も削除し、9条全体を削除しなけれ ばなりません。

自民党は、公明党が9条改正に消極的で、現9条を残さねばだめだということ で、気を使い、「9条2項維持、自衛隊明記」とするというなら、公明党との連 立政権を解消すべきです。そして、9条全削除に賛成する政党、国会議員と連立 すべきです。9条改正は、公明党に遠慮してはだめだ、公明党とぶつかるなら連 立を解消して取り組むべきだ。

9条改正と共に、現憲法で早急に取り組まねばならないのは、緊急事態条項で す。自民党も、今回の「改憲4項目」に、緊急事態条項を上げていますが、私の 緊急事態条項は、地震等の大災害時や、他国との戦争時などの時に、一時的に、 憲法、法律を停止し、政府が、政策を執行するというものです。例えば、大災害 時、戦争時に、所有権等を停止し、国民の生命保護のため、工事等を執行する場 合です。これは、現在、憲法に、この内容の緊急事態条項がないため、今、大災・ 害、戦争時に、個人所有地を無断で形状変更すれば、所有権を侵害し、なし崩し 的に、違法行為となってしまうためです。外国では、この緊急事態条項を定めて いる国は多いようです。なし崩し的な違法行為を防止するため、憲法に、この「緊 急事態条項」を整備せねばならないと思います。

憲法改正で、早急に取り組む必要があると思う2項目について、訴えました。 もっとも重要なのは9条の全面改正です。国民の生命、財産、領土を守るため、 真摯に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月30日 岩崎 政義

住所 〒669-3309 兵庫県 丹波市 柏原町 柏原5315 TEL0795-72-2114

63歳 職業 シルバー人材センター登録で従事

# ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施について

㈱トラストバンクの運営するふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」において、今回、 自治体間の共通課題を解決するための広域連携型ガバメントクラウドファンディング (GCF)事業が実施されることに合わせて、本市では、次のプロジェクトに参加し、 本市予定事業の実現に向けたPRとその財源確保を図ることとします。

# ※ガバメントクラウドファンディング (GCF)

ふるさと納税の寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した 方から寄附を募る仕組み。

# くプロジェクトの概要>

マンニンエントの原安と	<u> </u>		
掲載サイト等	「ふるさとチョイス」(㈱トラストバンク) ※広域連携プロジェクトページに掲載 /		
募集テーマ	「2020年大会に向けたホストタウン事業」		
本市参加プロジェクト	地域から東京 2020 オリンピックを盛り上げる。		
プロジェクト概要	オーストリア共和国と空手競技を通してオリンピックに向け たスポーツや文化交流事業に取り組み国際交流を促進する。		
目標額	300万円 ※期間終了型(期間中、目標額に到達しても受付を継続。)		
募集期間	平成 30 年 9 月 27 日~平成 30 年 12 月 31 日 (予定)		
サイト掲載手数料	寄附額の10%(最低10万円)		
その他	9月27日 プロジェクト公開・共同記者発表 (㈱トラストバンク・参加自治体)		

#### わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	宮前町 10.16(火)20:00~ 宮川公民館 ・宮前町の地域振興について ・西部地区に救急センターの設置について	千歳町 10.22(月)19:30~ 千歳町自治会館 ・高齢化の進行とまちづくりについて ・農業振興について	本梅町 10.24(水)13:30~ ほんめ町ふれあいセンター ・当町のまちづくりについて ・高齢者福祉対策について	畑野町 11.4(日)10:00~ 畑野町公民館・人口減少と高齢世帯が増加する中、 畑野町を元気づける方策について	東本梅町 12.1(土)20:00~ 東本梅町ふれあいセンター ・東本梅町の活性化について ・安心、安全の町づくりについて
司 会					
開会挨拶	小松副議長	小松副議長	小松副議長	湊議長	湊議長
総務文教常任委員会	田中議員	奥野議員	奥野議員	山本議員	三上議員
	福井議員	福井議員	竹田議員	竹田議員	田中議員
環境厚生常任委員会	菱田議員	小川議員	平本議員	冨谷議員	酒井議員
	馬場議員	小島議員	菱田議員	齊藤議員	馬場議員
産業建設常任委員会	藤本議員	並河議員	木曽議員	並河議員	木曽議員
	石野議員	明田議員	石野議員	藤本議員	西口議員
閉会挨拶					
受付担当					
写真担当	小川議員	石野議員	齊藤議員	三上議員	小川議員
要約筆記担当	三上議員	富谷議員	山本議員	平本議員	並河議員
マイク担当	小川議員	石野議員	齊藤議員	三上議員	小川議員
会場責任者	小川議員	石野議員	山本議員	平本議員	並河議員
広報広聴会議	小川議員、三上議員	石野議員、冨谷議員	山本議員、齊藤議員	平本議員、三上議員	並河議員、小川議員
集合時間	19:00	18:30	12:30	9:00	19:00
事務局	片岡局長、鈴木係長	片岡局長、池永主任	山内次長、船越副課長	山内次長、三宅主事	片岡局長、山末主事

<sup>※</sup>司会・閉会挨拶・受付担当については、3常任委員会の出席議員の中から選出いただきますので、9月議会最終日(10月1日)の本会議終了15分後に、全員協議会室にご集合ください。

#### 総務文教常任委員長 奥野 正三 様

#### 環境厚生常任委員長 平本



## 意見交換会の開催に係る申し入れについて

環境厚生常任委員会は、平成28年11月から子どもの貧困をテーマとして 取り組みをスタートし、先進地への視察や執行部との意見交換等による調査・ 研究を進め、平成29年7月に、事業計画の策定や実態調査の実施、全庁横断 的な連携を求めた子どもの貧困対策に関する提言を市長に行いました。その後 も当委員会で調査・研究を重ね、子どもの貧困を根本的に解決していくには、 全ての政策に子どもの権利の理念を浸透させるための方策が必要であると考え、 亀岡市子どもの権利条例の制定に向けて調査・研究を行っています。

現在検討中の亀岡市子どもの権利条例(案)は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ろうとするものであります。この条例を議員提案するに当たり、当委員会の所管のみならず、教育委員会とも意見交換を行い、連携を深めることが不可欠であり、そこでの意見を条例案に反映させていきたいと考えています。

つきましては、環境厚生常任委員会と総務文教常任委員会の合同による教育 委員会との意見交換会の開催を申し入れることとなりましたので、ご配慮いた だきますようよろしくお願いします。